

和泉市立総合医療センター雑誌投稿規定および投稿要領

1. 投稿資格

本誌への投稿は原則として和泉市立総合医療センターに勤務または勤務歴のある職員に限る。
ただし、編集委員会が特に依頼したものはこの限りではない。

2. 倫理

- (1) 投稿原稿は他紙に未発表であり、かつ投稿中でないものに限る。
- (2) 人を対象とした研究は世界医師会ヘルシンキ宣言（1964年採択、2013年修正）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、平成29年2月28日一部改正）および関連法規や指針を遵守して行われたものでなければならない。そのため当院の倫理委員会に指定の投稿申請書で届け出を行い、審査が必要である。
- (3) 本誌に掲載された論文の著作権は和泉市立総合医療センターに帰属し、無断掲載を禁ずる。
- (4) 当該論文に会する著者・共著者の利益相反状態について開示する。記載場所は論文内（引用文献の前）とする。開示すべき利益相反状態がない場合においても、その旨を同部分に記載する。

3. 投稿原稿の様式

- (1) 題名はなるべく簡潔かつ的確につける。
- (2) 論文の長さは、A4判に1頁あたり1行32文字×25行とし、20頁以内にまとめる。日本語はMS明朝体、英文はCenturyで記載する。句読点は「.」「,」を使用する。
- (3) 原稿には題名、所属部署名（科名）、著者名を明記する。
- (4) 原著、症例には要旨（300字以内）を付ける。
- (5) 本文の項目は以下の順に記載する。
 - ① 総説（特定の研究領域に関して、特定の視点に基づいて体系的にまとめたもの）
：はじめに、本文、おわりに、文献。
 - ② 原著（独創性に富み、目的・結論などが明確な研究論文）
：要旨、はじめに、対象、方法、結果、考察、文献。
 - ③ 症例（学術的意義のある調査または興味深い重要な症例の報告）
：要旨、はじめに、症例、考察、結語、文献。
 - ④ それ以外の「講演」については項目の指定はない。
 - ⑤ 3から5個のキーワードを、はじめに、または要旨の最後に付ける。
- (6) 図・表の番号、表題および説明文は一括して別項に記載する。本文中には挿入箇所を明記する。また、「Fig.やTable」とせず「図、表」に統一する。
- (7) 引用文献は本文中の引用箇所に、引用した順序に従い肩番号を1) 2) 3) …の番号を付し、引用順に末尾に一括して記載する。著者名は3名まで記し、それ以上は「他」または「etal」とする。
- (8) 引用誌名は医学雑誌略語表にもとづき、以下のように記載する。
 - ① 雑誌の場合
著者名：題名、雑誌名発行年；巻：項－項
発行年は西暦を用いる。
例) 管隼人, 鈴木英之, 鶴田宏之, 他: S状結腸軸捻転症に対し腹腔鏡補助下前方切除術を行った1例. 日臨外会誌2008; 69: 1145-1150
 - ② 書籍, 単行本の場合
著者名：書名, (巻), (版), 発行所, 発行地, 発行年, 項－項
発行年には西暦を用いる。
例) 坪田紀明: イラストレイテッド肺癌手術, 第2版, 医学書院, 東京, 2007, p13-16

4. 論文の受付

初回の論文投稿時は、原稿のコピーを2部（図、表も含む）提出する。編集委員会による査読後、査読結果を参考に修正し、最終原稿をCD、USBなどの記録媒体にて提出する。

5. 審査

受け付けた論文は院内の学術委員会が指名した複数の査読者によって慎重かつ厳正に審査される。原稿の採否は、査読者の意見を参考にして学術委員会で決定する。

6. 改廃

この規定の改廃は院内の学術委員会の承認によって行う。

2020年 11月 6日改訂
2021年 9月 17日改訂